

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日が休日となる場合)

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部
を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十
七号)の一部を次のように改正する。

別表第三土地対策課の項課長専決事項の欄中第三号を第四号とし、第
二号の次に次の二号を加える。

◆規 則 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁
規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改
正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第二十号

- 十三 鳥取県立病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥
取県条例第十二号)第十二条の規定による授業料の減免
- 十四 鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例(昭和三
十九年三月鳥取県条例第十五号)第六条の規定による授業料の免除
別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄中第十五号を削り、第十四

号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律

(昭和四十八年法律第二百九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第二項の規定による調整が行われることがある旨の公示(以下商工指導課の項において「調整の公示」という。)

(二) 第三条第三項の規定による建物に係る表示及び調整の公示

(三) 第三条第五項の規定による調整の公示が効力を失う旨の公示

(四) 第三条第六項の規定による調整の公示が効力を失う旨の公示

(五) 第三条の二第二項の規定による調整の公示をして差し支えない旨の通商産業大臣への通知

(六) 第三条の二第三項の規定による調整の公示

(七) 第十四条の規定による営業の停止の命令

(八) 第十五条の三の規定による国と関係行政機関の長に対する助言の要請

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十四条の二第一項の規定による種別変更前にされた届出に係る書類の引継ぎ

(二) 第十五条の規定による開店日等の市町村の長等への通知

(三) 第十六条の規定による建物の設置者等からの報告の徴収又は事務所等への立入検査

通商観光課	一 烏取県工場設置促進条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
-------	--

(一) 第二条の規定による奨励金の交付	一 烏取県工場設置促進条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(二) 第七条の規定による奨励金の交付	(一) 第五条の規定による奨励金の交付申請書の受理

(二) 第七条の規定による奨励金の交付	一 烏取県工場設置促進条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(三) 第六条の規定による奨励金の交付	(二) 第六条の規定による奨励金の交付申請書の受理

(二) 第七条の規定による奨励金の交付	一 烏取県工場設置促進条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(三) 第六条の規定による奨励金の交付	(二) 第六条の規定による奨励金の交付申請書の受理

(二) 第七条の規定による奨励金の交付	一 烏取県工場設置促進条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(三) 第六条の規定による奨励金の交付	(二) 第六条の規定による奨励金の交付申請書の受理

別表第三商工振興課の項を次のように改める。

一 烏取県工場設置促進条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
--

づく事務のうち次に掲げるもの

あつた事項の登録

(一) 第五条第一項の規定による
旅行業の登録

(二) 第九条の規定に基づく勧告
第十条の規定に基づく変更

(三) 第七条第四項の規定による
営業保証金の供託の届出をする

(四) 第十一条の三第四項第一号
の規定による国内旅行業務

(五) 第七条第五項の規定による
べき旨の催告

(六) 第十二条の二第一項の規定による
旅行業約款の認可又は変更の命令

(七) 第十一条第二項又は第三項
の規定に基づく期間の短縮

(八) 第二十条の規定による旅行
業の登録のまつ消し

(九) 第二十六条第一項又は第二
項の規定による旅行業者等の立

(十) 第二十九条の二第三項の規定
による旅行業約款の認可又は変更の命令

(十一) 第二十三条の規定による
旅行業の登録の取消し

(十二) 第二十九条第一項の規定によ
る旅行業務の停止の命令又は

(十三) 第二十九条第一項の規定によ
る振興計画の検討及び通商産業

(十四) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業の振興に關す
る法律(昭和四十九年法律第
五十七号)第三条第二項の規定

(十五) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(十六) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(十七) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(十八) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(十九) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(二十) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(二十一) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(二十二) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(二十三) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(二十四) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(二十五) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(二十六) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(二十七) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(二十八) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(二十九) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

(三十) 第二十九条第一項の規定によ
る伝統的工芸品産業に關す
る振興計画の検討及び通商産業

大臣への送付

十 旅行業法施行令(昭和四十六
年政令第三百三十八号)の規定

により知事の権限に属するもの
とされた旅行業法(昭和二十七
年法律第二百三十九号)に基づ
く事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第十条第一項又は第二項の規定による旅行業務取扱主任者認定証の交付又は再交付
- (二) 第十一条第一項の規定による旅行業務取扱主任者の認定の取消し及び認定書の返納の命令
- (三) 第四十三条第二項の規定による聴聞会の議長の指名
- (四) 通訳案内業法(昭和二十九年法律第二百十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (五) 第三条の規定による通訳案内業の免許
- (六) 第十四条の規定による通訳案内業の免許の取消し又は営業の停止の命令
- 別表第三観光課の項を削る。

別表第三農林部共通の項中「農林部」を「農林水産部」に改め、同表農業指導課の項部長専決事項の欄第一号中「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を「森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)」に、「第一百八十条」を「第一百十一条」に、「第一百八十二条」を「第一百三十三条」に改め、同欄中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二

を第一号の三とし、第一号の次に次の二号を加える。

一の二 森林組合法施行令(昭和五十三年政令第二百八十六号)第六条の規定により知事の権限に属するものとされた森林組合法に基づく事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第百十一条の規定による森林組合連合会の業務又は会計の状況の検査
- (二) 第百十三条第一項の規定による森林組合連合会に対する必要な措置をとるべき旨の命令のうち(一)の検査に係るもの命令

- 別表第三畜産課の項の次に耕地課の項として次のように加える。
- (一) 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (二) 第四条の二第四項の規定による土地改良長期計画の案の作成のための意見の提出(第四条の三第二項において準用する場合を含む。)

- (一) 第六条第三項の規定による農用地造成事業に係る農用地外資格者の同意が得られない場合のあつせん又は調停(第四十八条第六項、第八十五条第四項及び第九十六条の二第四項において準用する場合を含む。)

- (一) 第七条第五項の規定による農用地の改良等に関し専門的知識を有する技術員の援助

(第九十五条第三項及び第九十六条の二第五項において準用する)

る場合を含む。)

(二) 第九条第二項の規定による

異議の申出に対する決定(第

五十二条の三第二項において

準用する場合を含む。)

(四) 第二十九条の三第一項の規

定による仮理事の選任等

(五) 第四十一条第四項の規定に

よる異議の申出に対する決定

(六) 第五十二条第一項の規定に

よる換地計画の認可(第九十

六条及び第九十六条の四にお

いて準用する場合を含む。)

(七) 第五十二条の二第一項の規

定による換地計画の適否の決

定(第五十三条の四第二項、

第九十六条及び第九十六条の

四において準用する場合を含む。)

(八) 第五十六条第二項の規定に

よる土地改良施設を下水道等

の施設の用と兼ねて供するこ

と等の承認

(九) 第五十六条第三項の規定に

よる農業用排水施設の水を

十六条の二第五項において準

用する場合を含む。)

(十) 第十条の規定による土地改

良区の設立の認可及びその旨

の公告(第九十五条第三項及

び第九十六条の二第五項にお

いて準用する場合を含む。)

(十一) 第十八条第十七項の規定に

よる土地改良区の役員の就任

等の公告(第六十八条第二項

において準用する場合を含

む。)

(十二) 第二十九条の規定による土

地原簿の一部の主たる事務所

以外の場所における備付けの

承認及びその旨の公告

(十三) 第三十条の規定による土地

改良区の定款の変更の認可及

びその旨の公告

(十四) 第三十六条第八項の規定に

よる土地改良事業に要する經

費の一部の徴収の認可

(十五) 第四十七条第一項の規定に

よる農用地の改良等に関する専

門的知識を有する技術史員の

利用するための協議をするこ

とができない場合等の裁定

(十六) 第五十七条の二の規定によ

る管理規程の認可又は変更等

の認可(第九十六条及び第九

十六条の四において準用する

場合を含む。)

(十七) 第八十五条の三第二項の規

定による農用地造成事業の計

画の概要についての意見の聴

取

(十八) 第八十六条第一項の規定に

よる土地改良事業の適否の決

定

(十九) 第八十七条第一項の規定に

よる土地改良事業計画の決定

(二十) 第八十七条の二第一項又は

第二項の規定による土地改良

事業計画又は土地改良施設に

係る予定管理方法等の決定

(二十一) 第八十七条の二第三項の規

定による土地改良事業計画の

決定についての同意の取得

(二十二) 第八十七条の二第四項又は

第五項の規定による土地改良

援助(第九十六条及び第九十

六条の四において準用する場

合を含む。)

(二十三) 第四十八条の規定による土

地改良事業計画の変更の認可

及びその旨の公告(第九十五

条の二第三項及び第九十六条

の三第五項において準用する

場合を含む。)

(二十四) 第五十二条第九項において

準用する第七条第五項の規定

による農用地の改良等に関し

専門的知識を有する技術史員

の援助(第五十三条の四第二

項、第九十六条及び第九十六

条の四において準用する場合

を含む。)

(二十五) 第五十二条の二第三項の規

定による関係農業委員会の意

見の聴取(第五十三条の四第

二項、第九十六条及び第九十

六条の四において準用する場

合を含む。)

(二十六) 第五十三条の四第一項の規

定による換地計画の変更の認

- (二) 事業計画等についての協議
 (三) 第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業計画の変更についての同意の取得
- (四) 第八十七条の三第二項の規定による農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更等についての同意の取得
- (五) 第八十七条の三第四項又は第五項の規定による土地改良事業計画の変更についての協議
- (六) 第八十七条の三第七項の規定による市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画の変更についての意見の徴取及び同意の取得
- (七) 第八十八条第一項の規定による応急工事計画の決定
- (八) 第八十九条の二第一項の規定による換地計画の決定
- (九) 第八十九条の二第三項において準用する第五十三条の二第一項の規定による換地計画の決定
- (十) 第九十四条の六第一項の規定を定めないことについての

- 可(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)
- (一) 第五十四条第四項及び第五項の規定による換地処分があつた旨の公告及び管轄登記所への通知(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)
- (二) 第六十七条の規定による土地改良区の解散の認可及び公告
- (三) 第七十二条の規定による土地改良区の合併の認可及び公告
- (四) 第七十七条第二項の規定による土地改良区連合の設立の認可
- (五) 第八十九条の二第九項の規定による換地処分
- (六) 第九十三条の二第一項の規定による管理規程の制定
- (七) 第九十三条の三において準用する第五十七条の三の規定による廃水の量を減すること等の措置をとるべきことの要求
- (八) 第八十六条第二項の規定による土地改良事業の適否の認定に係る協議
- (九) 第九十四条の六第一項の規

- 同意の取得
- (一) 第八十九条の二第六項の規定による一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令
- (二) 第八十九条の二第七項の規定による土地の使用等の停止の命令
- (三) 第八十九条の二第八項において準用する第五十三条の七の規定による一時利用地の指定等に伴う土地の管理
- (四) 第八十九条の二第九項の規定による換地処分
- (五) 第一百三十三条の二第三項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施(一) 地方機関等決裁規則別表第二二号の規定により地方農林振興局長の項第三十
- (二) 第一百三十五条第一項の規定による土地改良区の解散の命令
- (三) 第一百三十五条第一項の規定による土地改良区の解散の命令
- (四) 第一百三十四条の規定による違反行為に対する措置命令
- (五) 第一百三十三条の規定による土地改良区の事業又は会計の状況の検査の実施
- (六) 非補助土地改良事業助成措置要綱第二の2に基づく利子の算定の対象となる事業の認定

二 土地改良法施行令第五十一条

の三の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法

に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八十九条の二第一項の規定による国営土地改良事業に係る換地計画の決定

(二) 第八十九条の二第二項において準用する第五十二条第六項の規定による国営土地改良事業に係る換地計画についての会議の召集

(三) 第八十九条の二第三項において準用する第五十三条の二第一項の規定による国営土地改良事業に係る換地計画についての同意の取得

(四) 第八十九条の二第六項の規定による国営土地改良事業に係る一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令

(五) 第八十九条の二第七項の規定による国営土地改良事業に

三 海岸法に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項課長専決事項の欄第六号に掲げるもの

係る土地の使用等の停止の命令

(六) 第八十九条の二第八項において準用する第五十三条の七の規定による国営土地改良事

業に係る一時利用地の指定等に伴う土地の管理

(七) 第八十九条の二第九項の規定による国営土地改良事業に係る換地処分

(八) 第八十九条の二第十項において準用する第五十四条第四項及び第五項の規定による国

営土地改良事業に係る換地処分の公告及び管轄登記所への通知

(九) 土地改良法施行令第七十二条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた土地

改良法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九十四条の二の規定によ

る付替工事によって生じた土

地改良財産たる土地等と用途を廃止された土地等との交換

- (二) 第九十四条の三の規定による土地改良財産たる土地等の土地改良区等への譲与
- (三) 第九十四条の四の規定による土地改良施設に係る土地等の土地改良区等への譲与
- 四 第九十四条の四の二第一項の規定による土地改良財産の目的外使用等の承認
- 五 第九十四条の五第一項の規定による土地改良財産台帳の備付け
- 六 第九十四条の八第三項の規定による配分を受ける者の選定及び配分通知書の交付
- 七 第九十四条の八第七項の規定による埋立予定地の使用の承認
- 八 土地改良法施行令第四十七条の規定による総代の選挙に関する規定についての選挙管理委員会の意見の聴取
- 九 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項部
- 別表第三林務課の項部長専決事項の欄第一号中「森林法」の下に「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を加え、(二)から(四)までを削り、(四)を(一)とし、同欄第二号及び第三号を次のように改める。
- 二 森林組合法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるも
- の
- (一) 第七十八条第二項の規定による組合の設立に関する報告書の提出の要求(第一百条第三項において準用する場合を含む。(二)において同じ。)
- (二) 第七十九条の規定による組合の設立の認可
- (三) 第八十三条第三項において準用する第七十八条第二項の規定による組合の解散の決議に関する報告書の提出の要求(第一百条第四項において準用する場合を含む。以下四から(六)までにおいて同じ。)

四 第八十三条第三項において準用する第七十九条の規定による組合の解散の決議の認可

(四) 第八十四条第三項において準用する第七十八条第二項の規定による組合の組合に關する報告書の提出の要求

(六) 第八十四条第三項において準用する第七十九条の規定による組合の合併の認可

(七) 第八十八条第二項の規定による清算人の選任

(八) 第百十条の規定による組合の業務又は財産状況の報告の徴収

(九) 第百十二条の規定による組合に対する監督上必要な命令

(十) 第百十三条第一項の規定による組合に対する必要な措置をとるべき旨の命令のうち(八)の報告の徴収に係るもの

(十一) 第百十三条第二項の規定による組合の業務の停止又は役員の改選の命令

(十二) 第百十三条第三項の規定による組合の信託規程等の承認の取消し

(十三) 第百十五条の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し

(十四) 第百十六条の規定による専用契約の取消し

三 森林組合法施行令第六条の規定により知事の権限に属するものとされた森林組合法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第百十条の規定による森林組合連合会の業務又は財産状況の報告の徴収

(二) 第百十三条第一項の規定による森林組合連合会に対する必要な措置をとるべき旨の命令のうち(一)の報告の徴収に係るもの

（三） 第百十三条第二項の規定による森林組合連合会の業務の停止又は役員の改選の命令

四 第百十五条の規定による森林組合連合会の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し

(五) 第百十六条の規定による専用契約の取消し

別表第三林務課の項課長専決事項の欄中「森林法第百十九条の規定による森林組合の定款の変更の認可」(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第二十九号)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)」を削る。

別表第三水産課の項課長専決事項の欄第一号中「漁港整備事業及びを削り、「漁港工事等」を「漁場工事」に改め、同欄中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号を削り、第十号を第六号とし、第十一号を削り、第十二号を第七号とし、以下五号ずつ繰り上げる。

別表第三水産課の項課長専決事項の欄第一号から第三号の四までの規定中「漁港工事等」を「漁場工事」に改め、同欄中第八号及び第九号を削り、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を削り、第四号を第七号とし、第三号の四を第六号とし、第三号の三を第五号とし、第三号の二を第四号とし、第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同項の次に漁港課の項として次のように加える。

一 鳥取県建設工事執行規則第十
一 請負対象設計金額が五千万円

九条第一項の規定による入札参考
未満の漁港工事に係る起工の決
加者の指名のうち請負契約の対
定及び当該起工の決定をした漁

象となる部分の設計金額（以下「漁港課の項において『請負対象設計金額』といふ。）が一億円未満の漁港整備事業に係る工事（以下漁港課の項において『漁港工事』といふ。）に係るもの

二 漁港法（昭和二十五年法律第二百三十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十八条第四項第三号の規定による漁港管理会の委員の推薦

(二) 第三十四条の規定による漁港管理規程の制定又は変更についての農林水産大臣への認可の申請

三 漁港法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）第二十一條第一項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港法に基づく事務のうち次に掲げるもの

二 請負対象設計金額が五百万円未満の漁港工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定

三 請負対象設計金額が五千万円未満の漁港工事に係る請負契約の締結の決定

四 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち漁港工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下漁港課の項において(一)から

の認定

(二) 第三十四条第一項の規定による漁港管理規程の制定又は変更の認可

(三) 第三十七条第一項の規定による漁港施設の形質等の変更等の許可

(四) 第三十七条第二項の規定による漁港施設の原状回復の命令

(五) 第三十九条第一項の規定による工作物の建設等の許可

(六) 第三十九条第五項の規定による工作物の建設等の許可の取消し等又は行為の中止等の命令

(七) 第三十九条第六項の規定による工作物の建設等の中止等の命令

(八) 第三十九条第八項の規定による危害を防止するための施設をすべきことの命令

四 鳥取県漁港法施行細則（昭和四十八年四月鳥取県規則第三十一条第二十一項の規定に

(1) までを除き、同じ。）が五千万円未満の工事に係るもの

(2) 第九条第一項の規定による金銭保証人等を立てることの要求のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの

(3) 第九条第二項の規定による金銭保証人等の承認のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの

(4) 第十四条第一項（第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの

(5) 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの

二号) 第四条第二項の規定によ

る土砂採取料等の減免

五 海岸法に基づく知事の権限に

属する事務のうち河川課の項部

長専決事項の欄第七号に掲げる
もの(漁港課の分掌事務に係る
ものに限る。以下漁港課の項部
長専決事項の欄第六号から第八
号まで及び課長専決事項の欄第
八号から第十号までにおいて同
じ。)

六 鳥取県海岸法施行細則に基づ
く知事の権限に属する事務のう
ち河川課の項部長専決事項の欄
第八号に掲げるもの

七 公有水面埋立法(大正十年法
律第五十七号)に基づく知事の
権限に属する事務のうち河川課
の項部長専決事項の欄第十三号
に掲げるもの

八 公有水面埋立法施行令(大正
十一年勅令第百九十四号)に基
づく知事の権限に属する事務の
うち河川課の項部長専決事項の
欄第十四号に掲げるもの

による見積書の提出者の決定の

うち請負対象設計金額が五百

万円未満の工事に係るものに

決定

(七) 第二十二条の規定による請

負契約の相手方の決定のうち

請負対象設計金額が五百万円

未満の工事に係るものに決定

(八) 第二十八条の規定による下

請負者等に関する報告の要求

(九) 第三十一条第一項の規定によ

る工事の監督の命令

(十) 第三十三条第三項の規定による措

置の要求

(十一) 第三十九条第三項の規定に

よる工事の内容の変更等のう

ち請負対象設計金額が五千万

円未満の工事に係るものに変

更等

(十二) 第四十一条第一項前段の規定

による工事の内容の変更等の

うち請負対象設計金額が五千

万円未満の工事に係るものに

変更等

(十三) 第四十一条第一項後段(第三

九 鳥取県漁港管理条例(昭和三
十四年四月鳥取県条例第十六号)

三十七条並びに第三十九条第

三項において準用する場合を

含む。)の規定による工期第

三項の規定による工事に係るものに

甲種漁港施設の滅失等の場合

における指示

(十四) 第六条第一項の規定による

停けい泊禁止区域の指定

(十五) 第十条第一項の規定による

陸揚輸送及び出漁準備のため

の区域の指定

(十六) 第十二条第一項の規定によ

る甲種漁港施設の占用又は当

該施設に定着する工作物の新

築等の許可

(十七) 第十三条の規定による占用

料の減免、分納又は占用料の

返還についてその者の責に帰

することができない事由の認

定

(十八) 第十五条第一項の規定によ

る許可若しくは承認の取消し

又は許可に付した条件の変更

等の処分

十六条第五項及び第六項、第

三十七条並びに第三十九条第

三項において準用する場合を

含む。)の規定による工事に係るものに

甲種漁港施設の滅失等の場合

における指示

(十九) 第四十一条第三項の規定によ

る工事の施工の一時中止のう

ち請負対象設計金額が五千万

円未満の工事に係るものに

時中止

(二十) 第四十二条第一項の規定によ

る工事の施工のうち請負對

象設計金額が五千万円未満の

工事に係るものに承認

(二十一) 第四十八条第二項の規定によ

る天災その他の不可抗力に

による損害の状況の調査等

(二十二) 第五十二条第一項(第五十

六条第二項において準用する

場合を含む。)の規定による

工事の完成検査の命令のうち

請負対象設計金額が六百万円

未満の工事に係るものに命令

- 〔六〕 第五十七条第一項の規定による工事目的物の使用のうち請負対設計金額が五千万円未満の工事に係るものとの使用
- (イ) 第五十九条第二項(第五十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払
- (ロ) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払
- (ハ) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確定
- (三) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払
- (四) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認
- (五) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るものとの命令

- 〔七〕 漁港法施行令第二十一条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (イ) 第十九条第五項後段の規定による土地又は水面への立入りの許可
- (ロ) 第二十三条第一項の規定による工事の施行の順序等に関する必要な事項の指示
- (三) 第二十四条第一項後段の規定による土地、水面への立入

- り等の許可（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）
- (四) 第三十八条の規定による漁港施設に係る利用方法及び料率の認可又はその変更の認可
- (五) 第三十九条第四項の規定による工作物の建設等についての協議
- (六) 第四十二条第一項の規定による報告等の要求又は立入検査
- (七) 第四十二条第二項の規定による事業の施行等に関する報告の要求又は事業場等の立入もの
- (八) 海岸法に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項課長専決事項の欄第六号に掲げるもの
- (九) 公有水面埋立て法に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項課長専決事項の欄第十号に掲げるもの
- (十) 公有水面埋立て法に基づく

- く知事の権限に属する事務のうち河川課の項課長専決事項の欄第十一号に掲げるもの
- 十一 鳥取県漁港管理条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十二条第二項の規定による乙種漁港施設の所有者等に対する当該施設の維持運営に関する資料の提出の請求又は必要な事項の勧告
- (二) 第四十二条第一項の規定による指定区域内における工作物の新築等の承認
- (三) 第五十二条の規定による停泊をする船舟に対する移動の命令（地方機関等決裁規則別表第四境港水産事務所長の項第五号〔〕の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。）
- (四) 第六十二条第二項の規定による停泊の許可（地方機関等決裁規則別表第四境港水産事務所長

の項第五号(二)の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。)

(四) 第七条の規定による危険物等を積載した船舟の停けい泊場所の指示又は危険物等の荷役の許可(地方機関等決裁規則別表第四境港水産事務所長の項第五号(二)の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。)

(五) 第八条の規定による漁港の区域内における漂流物等の除去の命令(地方機関等決裁規則別表第四境港水産事務所長の項第五号(四)の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。)

(六) 第十条の規定により陸揚又は船積を行う場所等の指示又は指定区域内の甲種漁港施設利用の許可(地方機関等決裁規則別表第四境港水産事務所長の項第五号(五)の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。)

別表第三耕地課の項を削る。

別表第三道路課の項課長専決事項の欄第一号中(四)を削り、(三)を(四)とし、(八)から(四)までを一括り下げる。(七)の次に(八)として次のように加える。

(八) 第四十三条第一項第六号ロの規定による市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際既に宅地であつた土地である旨の確認

別表第三河川課の項部長専決事項の欄第七号中「港湾課」を「耕地課、漁港課及び港湾課」に、「第六号、第十一号及び第十二号」を「第八号、第十三号及び第十四号」に、「第五号、第九号及び第十号」を「第六号、第十号及び第十一号」に改め、同欄第八号中「(昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号)」を削り、同欄第十三号中「(大正十年法律第五十七号)」を削り、同欄第十四号中「(大正十一年勅令第百九十四号)」を削る。

別表第三港湾課の項部長専決事項の欄第四号中「第五号(四から)」を「第七号(四から)」に改め、同欄第五号中「第六号」を「第八号」に改め、同欄第六号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同欄第七号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同項課長専決事項の欄第四号中「第五号」を「第六号」に改め、同欄第五号中「第九号」を「第十号」に改め、同欄第六号中「第十号」を「第十一号」に改める。

別表第三砂防課の項中「砂防課」を「砂防利水課」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則

第五十八号) の一部を次のように改正する。

別表第二福祉事務所長の項第十三号の次に次の一号を加える。

(二) 第九十三条の規定による組合の業務又は財産の状況に関する報告の徴収 (市の区域に所在する組合に係るものについては、当該市に所在する組合に係るものについては、西部福祉事務所長)

(二) 第九十三条の二の規定による組合員等に関する報告の徴収 (市の区域に所在する組合に係るものについては、当該市に所在する福祉事務所長 (境港市の区域に所在する組合に係るものは、西部福祉事務所長))

(三) 第九十四条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査 (町村の区域に所在する組合に係るものに限る。)

(四) 第六十一條第三項において準用する第七十八条第二項の規定による組合の定款の変更に関する報告書の徴収 (第一百条第二項において準用する場合を含む。)(六において同じ。)

(五) 第六十一條第三項において準用する第七十九条の規定による組合の定款の変更の認可

(六) 第六十一條第三項において準用する第七十九条の規定による組合の定款の変更の認可

(七) 別表第二児童相談所長の項第一号(七)中「第三十三条」の下に「第二項」を加え、「の受託」を削る。

別表第二保健所長の項第三十二号に次のように加える。

(八) 第十四条の二の規定による業務の停止の処分を受ける者へのその処分の理由の通知及び弁明等の機会の供与

(九) 第十六条の規定による業務の停止の処分を受ける者へのその処分の理由の通知及び弁明等の機会の供与

別表第二保健所長の項第三十五号に次のように加える。

(十) 第十六条の規定による業務の停止の処分を受ける者へのその処分の理由の通知及び弁明等の機会の供与

別表第二地方農林振興局長の項第十五号(二)及び(二)を削り、同項中第十五号の二を第十五号の三とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 森林組合法 (昭和五十三年法律第三十六号) に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条の規定による組合の信託規程の設定、変更又は廃止の承認

(二) 第二十四条の規定による組合の林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認

(三) 第二十五条第一項の規定による組合の分担金の徴収の認可

(四) 第二十五条第三項の規定による組合の分担金徴収についての受益者の意見の聴取

(五) 第六十一條第三項において準用する第七十八条第二項の規定による組合の定款の変更に関する報告書の徴収 (第一百条第二項において準用する場合を含む。)(六において同じ。)

(六) 第六十一條第三項において準用する第七十九条の規定による組合の定款の変更の認可

(七) 別表第二織検定所長の項の次に大山農地開発局長及び中部農業開発事業所長の項として次のように加える。

大山農地開発局長	一 大山山ろく地域における総合農地開発事業及び広域宮農田地開発事業 (以下大山農地開発局長の項において「大山農地開発事業」という。) に係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
----------	---

(八) 請負契約の対象となる部分の設計金額 (以下大山農地開発局長の項において「請負対象設計金額」という。) が三千万円未満の工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした工

- 事の設計の変更（国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするもの及び契約金額の二割以上の増減を伴うものに係る設計の変更を除く。）
- (2) 請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定
- (3) 請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係る請負契約の締結の決定
- (4) 請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行
- (5) 計約の対象となる部分の金額が五百万円未満の土地、水面等の測量及び調査の執行
- (6) 計約の対象となる部分の金額が五百万円未満の設計又は監督の委託の決定
- 二 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち大山農地開発事業に係るもので次に掲げるもの
- (1) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下大山農地開発局長の項において(2)から(6)までを除き、同じ。）が三千万円未満の工事に係るものを作成
- (2) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの的要求
- (3) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の

承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの承認

- 四 第十四条第一項（第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの決定
- (5) 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの決定
- (6) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの指名
- (7) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの決定
- (8) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの決定
- (9) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求
- (10) 第三十一条第一項の規定による工事の監督の命令
- (11) 第三十三条の規定による措置の要求
- (12) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの変更等
- (13) 第四十一条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの変更等
- (14) 第四十二条第一項後段（第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工期の変更又は請負代金の額の変更の協
- 園、第四十条第一項後段（第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工期の変更又は請負代金の額の変更の協

議のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの
協議

- (国) 第四十三条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものの一時中止
- (イ) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの承認
- (ア) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの調査及び確認
- (ロ) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るもの命令
- (ハ) 第五十七条第一項の規定による工事目的物の使用のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの支払額が三千万円未満の工事に係るもの支払
- (ニ) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの前金払
- (ミ) 第六十二条第一項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの前金払
- (キ) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認
- (ク) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの部分払
- (ク) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの承認
- (国) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項に

おいて準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るもの命令

(ア) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの支払

三 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち大山農地開発事業に係るもので次に掲げるもの

(イ) 第八十九条の二第二項において準用する第五十二条第六項の規定による会議の招集

- (ロ) 第八十九条の二第八項において準用する第五十三条の八の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益金の徴収並びに仮清算金の徴収及び支払
- (ハ) 第八十九条の二第十項において準用する第五十四条の三の規定による清算金の徴収又は支払
- (ニ) 第八十九条の二第十項において準用する第五十五条の規定による登記の嘱託

(田) 第百十三条の三の規定による管轄登記所への届出

(ヘ) 第百十四条の規定による土地の分割又は合併の手続

四 土地改良登記令に基づく知事の権限に属する事務のうち大山農地開発事業に係るもので次に掲げるもの

- (イ) 第二条の規定による土地及び建物についての登記の嘱託
- (ロ) 第三十三条の二の規定による土地の表示の変更の登記の嘱託
- (ハ) 第三十三条の三の規定による所有権移転の登記の嘱託
- 五 大山農地開発事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する

中部農業開発事業所長

る権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結

一 久米ヶ原地区畠地かんがい事業、久米ヶ原地区ほ場整備事業、加勢蛇川地区ほ場整備事業、大栄地区畠地帶総合土地改良事業及び東伯地区かんがい排水事業（以下中部農業開発事業所長の項において「中部農業開発事業」という。）に係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 請負契約の対象となる部分の設計金額（以下中部農業開発事業所長の項において「請負対象設計金額」という。）が三千万円未満の工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした工事の設計の変更（国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするもの及び契約金額の二割以上の増減を伴うものに係る設計の変更を除く。）
- (二) 請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定
- (三) 請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係る請負契約の締結の決定
- (四) 請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行
- (五) 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の土地、水面等の測量及び調査の執行
- (六) 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の設計又は監督の委託の決定

二 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のう

ち中部農業開発事業に係るもので次に掲げるもの

(一) 第十五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下中部農業開発事業所長の項において、(一)から(八)までを除き、同じ。）が三千万円未満の工事に係るものを作成

(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの的要求

(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの承認

(四) 第十四条第一項（第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの決定

(五) 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの決定

(六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの指名

(七) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの決定

(八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの決定

(九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求

- (二) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令
- (二) 第三十三条の規定による措置の要求
- (二) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの変更等
- (二) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの変更等
- (二) 第四十条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更又は請負代金の額の変更の協議のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの協議
- (二) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの一時中止
- (二) 第四十二条の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの承認
- (二) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの調査及び確認
- (二) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るものとの命令
- (二) 第五十七条第一項の規定による工事目的物の使用のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの使用
- (二) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの支払
- (二) 第八十九条の二第二項において準用する第五十二条第六項の規定による会議の招集
- (二) 第八十九条の二第八項において準用する第五十三条の八の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益金の徴収並びに仮精算金の徴収及び支払
- (二) 第八十九条の二第十項において準用する第五十四条の三の規定による精算金の徴収又は支払
- (四) 第八十九条の二第十項において準用する第五十五条の規定による登記の嘱託
- (四) 第百十三条の三の規定による管轄登記所への届出

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

〔定価一部一箇月八百円（送料を含む。）〕

別表第二 大山農地開発局長の項及び中部農業開発事業所長の項を削る。
 別表第二 土木出張所長の項第十九号内中「(二)以上の土木出張所の管轄区域に係るもの除く。」を削り、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 森林法第二十七条第一項の規定による保安林の解除の申請のうち土木工事に係るものとの申請

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表第三商工指導課の項の改正規定は、大規模小売店舗における小商業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第百五号）第一条の規定の施行の日から施行する。

- 四 第百十四条の規定による土地の分割又は合併の手続
- 四 土地改良登記令に基づく知事の権限に属する事務のうち中部農業開発事業に係るもので次に掲げるもの
 - (一) 第二条の規定による土地及び建物についての登記の嘱託
 - (二) 第三十三条の二の規定による土地の表示の変更の登記の嘱託
 - (三) 第三十三条の三の規定による所有権移転の登記の嘱託
- 五 中部農業開発事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結